

四節 金峯山寺の神仏分離のはじまり

吉川 聡

明治維新时期に金峯山寺が神仏分離令によって大打撃を受けたことは、安丸良夫『神々の明治維新』（岩波新書、一九七九年）でも取り上げられ、よく知られている。金峯山寺は慶応四年（明治元年、一八六八）から寺院として存続することを願い手を尽くしたのだが、明治政府が強硬な態度を崩さず、足かけ七年にわたった交渉も実らず、明治七年六月に神社にされてしまうのである。その結果、吉野の山下蔵王堂は金峯神社の口ノ宮に、山上ヶ岳の山上蔵王堂は金峯神社の奥ノ宮となり、子院はみな廃絶し、僧侶は還俗を余儀なくされる。しかし金峯神社の口ノ宮・奥ノ宮では従来の信者をつなぎ止めることはできず、明治十二年から十三年に東南院・竹林院・桜本坊が、明治二十一年に喜蔵院が寺院への復帰を認可される。そして山上・山下蔵王堂も、明治十九年に仏寺への復帰が許可された。ただし子院で復活できたのは右の四院だけであり、山下蔵王堂が金峯山寺、山上蔵王堂が大峯山寺に分離するなど、現在にも多大な影響を及ぼしている。

金峯山寺における神仏分離は、『新編明治維新神仏分離史料』第八巻¹に詳しい。以下では『神仏分離史料』と略称し、引用は同書の頁数を示す。一方で『舟知家文書』には、慶応四年（明治元年）の「役用日並」が残っていた（第四函70号、史料35）。以下、日並記と略称する。これは当時金峯山寺の役者だった小松院祐恵が記したものである。日並記は内容が簡略なうらみはあるが、『神仏分離史料』と対照させることなどにより、明治維新の最初期における金峯山寺の対応をうかがうことができる。

そもそも神仏分離令は、下記の経緯・内容で発布された。明治政府の発足後間もない三月十三日に、神祇官の復興が宣言される。翌三月十四日には五箇条の御誓文、三月十五日には五榜の掲示を発布して矢継ぎ早に新政府の基本方針を示すが、その中で

三月十七日には神祇事務局が次のような達書を出している。

今般王政復古、旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小ノ神社ニ於テ、僧形ニテ別當或ハ社僧杯ト相唱ヘ候輩ハ、復飾被仰出候、（後略）

つまり神社の社僧は認めないので復飾（還俗）せよという。この内容ならば、金峯山寺にはさほどの影響は無いように見える。しかし三月二十八日の神祇事務局達には次のようにある。

一、中古以来、某権現或ハ牛頭天王之類、其外佛語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付、早早可申出候事、（中略）

一、佛像ヲ以神体ト致候神社ハ、以来相改可申候事、

附、本地杯ト唱ヘ、佛像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、佛具等之類差置候分ハ、早々取除キ可申事、（後略）

これによると、権現など仏教の言葉で神号と称している神社は申し出るべきである。また仏像を神体としている神社は改める必要があるという。金峯山寺は蔵王権現を本尊としており、右の論理によれば権現は神社であり、権現を神体とすることは認められない、とも読めるだろう。さらに神社にある仏像・仏具は撤去せよとある。

続いて四月の太政官達には次のようにある。

此度大政御一新ニ付、石清水、宇佐、宮崎等、八幡大菩薩之称号被為止、八幡大神ト奉称候様被仰出候事、

八幡大菩薩の称号を廃して八幡大神と称するという。蔵王権現はまた、金剛蔵王菩薩とも称している。蔵王権現が菩薩ならば、八幡神と同様ともみなしうるかもしれない。

そして閏四月四日の太政官達には次のようにある。

今般諸国大小之神社ニオイテ神佛混淆之儀ハ御廃止ニ相成候ニ付、別当社僧之輩ハ還俗之上、神主社人等之称号ニ相転、神道ヲ以勤仕可致候、若亦無抛差支有之、且ハ佛教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ、神勤相止、立退可申候事、（後略）

社僧などは復飾して神主などとして勤仕すべきである。復飾できないならば立ち退かなければならない、という強い指令である。これらの達書を文字通りに解釈すれば、権現を本尊とする金峯山寺は、仏像である本尊を改めて神社となり、僧侶は全員復飾して神主などになるか、退散する必要がある、とも読める。

このように神仏分離令は、明治政府が発足して間もない慶応四年三月から四月にかけて、他の重要方針と同時期に発布されている。それに対する金峯山寺の対応は、五月十三日に口上書を提出したことは、従来から知られている。それに対して六月十三日に明治政府より沙汰があり、蔵王権現は神号に改め、僧侶は復飾すべきことが申し渡された。現在の理解では、この六月十三日の通達によって、金峯山寺は初めて明治政府の強圧的な姿勢を理解したという考えがある。しかし今回見いだした日記からは、五月から明治政府と金峯山寺とで交渉をしていたことが判明する。

日記によると、四月には金峯山寺は旧幕府時代の朱印地を新政府に届ける必要がある、その対応に追われている。その一方四月二十一日には、一山の神社で仏像を神体としているものは取り除くべきこと、また鰐口・梵鐘等の仏器を取り除くことが確認されており、神仏分離令に対応している。四月二十三日には蔵王堂・子守勝手以下の神社の由緒書・口上書を新政府に届ける準備を始めている。閏四月二十三日には、金峯山寺領に関する朱印状を提出する必要があったことを初めて聞き、急ぎ準備して閏四月二十六日に金峯山寺満堂衆徒惣代の小松院が発給して奈良に向かった。小松院は閏四月二十八日に奈良の総督府に出頭したが、その総督府において仰せ渡された内容を、次のように記録している。

先々月神社之由緒書差出し置候所、今般直と神祇官江差上願立有之候様申被聞候ニ付、今一応山内兩衆服職之儀願立候而者如何ニ候哉、此俟御沙汰待受候而者御朱印ハ勿論衆中一派如何ニ変化有之哉も難斗候ニ付、一山篤と復俗之儀示談仕候而上京之筈ニ候ヘハ、山上衆中も下山之上一決可致候、且又蔵王権現之之号ハ已来相改との御沙汰ニ御座候ハ、改号ハ勿論左候ヘハ神社ニ相成候哉も難斗候

事、

小松院は五月二日に金峯山寺に帰山すると、その夜に山上の竹林院あてに書状をしたため、同内容を説明して今後の対応案を示している。次の文章である。

御朱印并御条目総督殿江持参仕候所、此分ハ京都江差可出候様被仰聞候、就夫先々月差上候神社之由緒書神祇官江差出し候而、蔵王権現之儀別段願立周旋無之候而ハ、寺院一大事之事柄、役人方被仰聞候、左候ヘハ、此俟御沙汰御相待申居候而ハ、蔵王権現号ハ已来相改との御沙汰ニ付、改号ハ勿論之儀ニ御座候ハ、是非とも神社ニ相成候ハ、衆中一統如何変化も難斗、且ハ御朱印も是又難斗候、右ニ付一統復俗之儀願立候而者如何ニ御座候哉、但しハ、此まゝ矢張御沙汰相待候哉、右両様否哉御報承度候、

これは下記のような意味だろう。奈良の総督府で役人が仰すには、四月に出した神社の由緒書を京都の神祇官に差し上げる。については、蔵王権現について何も申し上げなくては寺院の一大事だと役人が言っていた。このまま新政府の沙汰を待っていれば、蔵王権現は改号し、神社になりそう。その場合、朱印地はもちろん、寺僧集団もどうなるか分からない。そこでこの機会に、一山復飾すると申し上げたらどうか。ただし、このまま新政府の沙汰を待つという選択肢もあるけれども。

つまり奈良の総督府から内々に、放っておけば神社になるのみならず、組織は滅亡するかもしれない。ならばこちらから復飾を願って政府に従う姿勢を見せて、組織の存続を図るのが良いのでは、という指針を示されている。この時期は新政権に対して、朱印地などの旧来の権利を認可してもらう必要があった。そのような弱い立場ゆえ、新政権の方針に従う姿勢を見せるべきだ、という訳である。

そこで急遽五月四日に寺僧が集会を開いて対応を協議し、復飾を願うことに決めた。山上の竹林院は不参加だったが、五月三日付で書状を送り、皆の「御心痛」を思いやった上で、自分にも名案はないので、世の流れに従うしかないと言っている。その結論を受けて、五月六日に寺僧方の喜蔵院と満堂方の持明院・小松院が京都に向けて出

発し、日並記では五月十一日に京都で神社の由緒書等と願書を提出している。このときの願書が『神仏分離史料』三五八～三五九頁等では五月十三日付の願書として収録されている。^③文書の差出は金峯山寺惣代の持明院・教学院、充所は弁事伝達御役所で、大意は下記の通りである。

蔵王権現は天台真言の両宗が守護して朱印地も拝領してきました。今後蔵王権現が神号となったならば両宗は復飾して神社で相応の職務を務めたく思います。南朝皇居の旧地なのでその関係の職務も務められます。

これらの史料から窺うに、幕府から認められた朱印地を引きつぎ新政権に組織を認めてもらうために、自らの意に反するが神社になってもよいという姿勢を見せたのだろう。

この願書は『神仏分離史料』等によれば六月十三日に認可されている。日並記によると六月十九日に寺内で集会を開き、願書が聞き届けられ、僧侶は復飾を仰せ付けられたことが披露された。六月二十日には、金の鳥居の額や本堂の鰐口などを取り除いている。一方で寺内では、まだ結論が出ていない五月二十日の時点で、王政御一新の時勢に対応して寺僧方・満堂方が一つに合体する旨を決議している。長い歴史の中で形成されていた両者が簡単に合体した点に、寺院の危機感が表れている。

以上、組織存続のために新政権の方針に従う姿勢を見せざるをえない状況で、極めて慌ただしく、熟慮する余裕もないままにまずは復飾を迫られている。寺院としては危機感は持ちつつも、反対もできなかった。

しかし、金峯山寺が神社にそぐわないことは明白である。本尊である蔵王権現については、権現の呼称はやや後世に成立したもので、一〇世紀前期頃に成立した当初の呼称は金剛蔵王菩薩である。その尊格は、仏教の忿怒像である執金剛神や金剛童子をもとに成立したと考えられる。^⑤寺伝でも、末代相応の仏を求めて役行者が仏道修行中に祈った結果に出現した忿怒像だとしている。熊野権現や八幡大菩薩のように日本土着の神が権現・菩薩とされた事例や、東照大権現(徳川家康のように日本人が神とされ

た権現などとは全く異質のものである。明治四年に五條県が蔵王権現像を検分した際に、仏像であり神体ではないと判断しているのも、当然のことである。またそれゆえに、神社に変更されては金峯山寺が立ちゆかなくなることも明白だった。

日並記を見ると、復飾が認可された直後から対応策を協議している。六月二十八日には一〇院が集会を持ち、山上寺と吉水院の七院は役付きとして寺院にするように太政官に嘆願する案が出た。七月二日の話し合いでは、山上寺は役行者別当寺とし、山下の坊舎は今日より復飾する、となった。七月七日にも、越後の見正院より山上・小篠はこれまで通りにしてほしいとの申し入れがあった。そこで七月二十三日付で惣代の持明院・教学院から南都御役所にあてて口上書を提出し、蔵王権現を神号に改めて復飾することについて、当寺を管轄する輪王寺宮にお伺いを立てるので、五十日間猶予してほしいと願ひ出ている。^⑦しかしこの時期、輪王寺宮の能久親王は幕府方として戊辰戦争を戦っており、実現は無理な話だった。八月十日に開かれた寺内の集会を日並記は次のように記す。

南都江差上置候山上寺院歎願書・五十ヶ日之猶豫之願書等差戻しニ相成候、依之山上寺院山上下共復飾ニ不相成候様歎願可仕示談之事、

この記事によると、山上の坊舎からの嘆願書も同時に出ていたようだが、それも含めて受理されずに終わっている。そこで対応策として、山上に坊舎を持つ寺院は、山上下ともに復飾しない方針にした、ということなのだろう。この方針に基づいた口上書が『神仏分離史料』三六三～三六八頁に収録されている。それは九月付、差出は惣代竹林院で、奈良府御役所あてである。内容は、坊舎を廃絶しては参詣人・吉野山町人百姓が難渋する等の事情を縷々説明し、山上に坊舎を持つ一坊は寺院とし、他は復飾することにしたという文面である。日並記によると、惣代の竹林院は九月十五日から二十五日にかけて嘆願に南都方面に出かけたが、そこで輪王寺宮支配の寺院は以後、青蓮院宮・妙法院宮・梶井宮の支配に変わったことを聞いている。おそらくそのためなのだろう、この嘆願書は提出せずに終わっている。『神仏分離史料』三六三

頁には、上京して周旋し、山門の総代と相談した結果、嘆願書を用いないことに決めた、とある。恐らくはそれが、この九月付の嘆願書のことなのだろう。

竹林院が金峯山寺に帰山したのが九月二十五日である。翌二十六日には寺内で集会を開いて竹林院が報告をしている。直後の二十七日には、惣代竹林院・東南院が上京し、二人は十一月十五日までの二ヶ月近くの間に在京している。その間に彼らが京都で作成した嘆願書が『神仏分離史料』三六九～三七二頁に収録されている。十月晦日付、差出は金峯山寺惣代竹林院・東南院で、弁事御役所あてである。内容はそれまでと大きく変わっており、大意は下記の如くである。

五月の際は突然のことで狼狽し、取り調べないままに願い上げてしまいました。その後取り調べてみると、蔵王権現とは金剛蔵明王大権示現の略語で、真言密教の言葉であり仏像に間違いありません。僧侶も復飾せずに僧家としての勉強に励ませて下さい。

復飾を取り下げ、寺院であることを明確に主張している。この変化は、青蓮院宮・妙法院宮・梶井宮の管轄下に入ったことが大きいのだろう。従来は明治政府の仰せを金峯山寺が受け止めるしか方法がなかった。しかし今は京都の天台宗門跡の下にあるので、京都で彼らと相談することができた。そのため、自己主張ができたのだろう。

日並記によると、在京惣代の竹林院・東南院はこの嘆願書等の下書きを京都から金峯山寺に送っている。それは十月二十六日に金峯山寺に届き、寺院では当日に各院に回覧の上、翌十月二十七日に小松院が在京の両惣代に返書を送っている。その返書には「一統拝見満足仕候」とあり、京都での御心労を気遣い、活動に期待する旨を記している。ここで金峯山寺の一同が拝見・満足したとあり、これが僧侶たちの本音だったことが分かる。

この嘆願書は京都で提出後、同文で奈良府あてのものを両惣代が作成し、十一月七日付で奈良府に提出している。奈良府はそれを十一月九日に京都に送るが、それに対する神祇官の回答が残っている。^⑧ 下記の通りである。

別紙金峰山寺ヨリ申出候蔵王権現等之儀者、当夏差出候書面並附紙之写御廻し申入候、篤度御勘考可給候、抑蔵王権現胡佛二相成候而者所と二同名之社も有之候事故、不都合ニ可相成候間、佛体ニ候ハ、取除、神社立置候様致し度候、尤境内ニ地主之社も有之候ヲ以相考候得者、元来神地へ寺院造立致し候事者現前候也、

十一月十二日 神祇官

つまり神祇官では、嘆願書が提出された後すぐに結論を出している。蔵王権現を外国の仏とした場合は各地に同名の神社もあるので不都合である。だから取り除いて神社を建てたい。地主神社もあるので元は神地だったのだろう、という結論である。事実を調べる以前に、政治的理由を優先して神社にしておもうという態度である。

日並記によれば、十一月十五日に両総代は金峯山寺に帰山するが、十一月二十日に奈良府から吉野山へ出頭命令が届き、二十一日にまた惣代の竹林院・東南院をはじめとする数名が発している。右の結論はその場で仰せ渡されたのだろう。その後も金峯山寺では何年にも及んで粘り強く嘆願を繰り返すが、結局はこの高圧的な明治政府の態度を崩すことはできず、一時、廃寺の憂き目に遭ってしまう。

以上のような明治元年の経緯からは、明治政府が発足直後に強硬な立場で臨んだために、立場の弱い金峯山寺は、心ならずも要請に応じざるをえなかったことが分かる。その後、金峯山寺は正論を論じて反論するが、明治政府の政治的都合に基づく要求を押し返すことはできなかった。結局、神社になってやつと、政府の主張が現実離れしていたことが実証されたしまった、ということなのだろう。今回見いだした日並記は、金峯山寺をめぐる神仏分離の最初期の動向を、従来よりも明瞭に見せてくれたと言える。

註

(1) 『新編明治維新神仏分離史料』第八巻、名著出版、一九八三年。

(2) 首藤善樹『金峯山寺史』(国書刊行会、二〇〇四年)二二六頁・森下恵介「吉野・大峯の神仏分離」(『山岳信仰と考古学』Ⅲ、山の考古学研究会編、同成社、二〇二〇年)など。

- (3) 『金峯山寺史料集成』（首藤善樹編、国書刊行会、二〇〇〇年）第三部三八三号、五八三頁にも収録される。
- (4) 金峯山出土藤原道長経筒の寛弘四年（一〇〇七）の銘文中に「南無教主釈迦藏王権現」と見える例が古い（『金峯山経塚遺物の研究』（帝室博物館、一九三七年）。しかしこの場合の権現とは、釈迦が蔵王に権に現れているという意味であり、日本の神ではない。
- (5) その後の蔵王権現に連続する最古の像の記録は、承平七年（九三七）成立の聖宝の伝記である『醍醐根本僧正略伝』に見える「金剛蔵王菩薩」の表現と考えられる。その他、尊格の性格などは吉川聡「執金剛神から蔵王権現へ」（『東大寺の新研究1東大寺の美術と考古』法蔵館、二〇一六年）など参照。
- (6) 『新編明治維新神仏分離史料』第八巻、六〇六頁、明治四年五月晦日五條県伺書。
- (7) 『新編明治維新神仏分離史料』第八巻、三六〇頁・日並記七月二十六日条。
- (8) 「吉野大峰山之義二付官省伺往復之件 但寺院人民願書共 自明治三年至同八年 社寺之部 庶務課」奈良県立図書情報館所蔵、奈良県庁文書（-M3-1d）。